

就学援助制度をご存じですか？

問 申 教育学習課 教育総務係 ☎92-7980

経済的な理由で、小・中学校の学用品費や給食費の支払いにお困りの家庭に、町から費用の一部を援助します。

▽対象者（申請に必要な添付書類）

- ①生活保護が停止または廃止になったが、なお経済的に困っている（保護停止・廃止通知書の写し等）
- ②市町村民税が非課税であるまたは減免をされている（所得課税証明書の写し等）
- ③児童扶養手当の支給を受けている（児童扶養手当証書の写し）
- ④国民年金保険料が全額免除されている（国民年金保険料免除承認通知書の写し）
- ⑤国民健康保険税が減免されている（国民健康保険税の減免申請に対する承認通知書の写し）
- ⑥①～⑤以外で特別な事情により経済的に困窮している（収入のある方全員の源泉徴収票の写しまたは確定申告書の写し）

▽援助の内容 給食費、学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、校外活動費等

		小学校児童	中学校生徒
学用品費、通学用品費	1年生	11,630 円	22,730 円
	2年生以上	13,900 円	25,000 円
校外活動費（交通費、見学料）		3,690 円	6,210 円
修学旅行費（交通費、宿泊費、見学料）		実費	
新入学児童生徒学用品費		57,060 円	63,000 円
医療費		学校保健安全法で定めた疾病に限り、保険診療の3割（実費分）を支給	
学校給食費		49,500 円	58,300 円
生徒手帳代		-	50 円
部活動登録費		-	300 円



※新小中学1年生は認定後、手続きが終わり次第、新入学児童生徒学用品費が支給されます。

▽申請方法

教育学習課または各小中学校から「就学援助申請書」を取得し、必要事項を記入し、必要な資料を添えて、教育学習課に提出してください。申請書はホームページからダウンロードも可能です。昨年度受給されていた場合は、就学中の学校へ提出することもできます。

▽申請締切

申請は随時受け付けます。ただし、援助費の支給対象は申請日が属する月以降となります。



詳しくはこちら

基山町あん摩等施術師の指定について

問 プラチナ社会政策課 高齢福祉係 ☎85-7056 [F]92-7184

町では3月26日付けで、未来はりきゅう整骨院（神崎市神崎町本堀 3206-1 電話 0952-55-7234）を基山町あん摩等施術師に指定しましたのでお知らせします。

有料広告

あっ!という間にお湯を出す!

給湯器

のトラブルなら

そくとう

即!湯サービス

15時までに連絡いただければ当日中に対応いたします

TEL 0942-83-3059

株式会社
IOSUPRO トスプロ

住 所 / 佐賀県鳥栖市儀徳町2927番地1
営業時間 / 9:00～17:00（月～土曜日）

※当日の業務の都合により、翌日以降の対応になる場合がございます。※定休日は受付のみ対応させていただきます。



即湯サービスキャラクター
そくとうくん